

目次

I 全体

1	諮問・答申件数	1
2	答申結果の分類	2
3	平均処理期間・審議回数	3
4	口頭意見陳述, 口頭説明聴取等の実績	3
5	インカメラ	3
6	ヴォーンインデックス	3
7	特徴のある事件	4
8	その他	7
9	総会（委員の全員をもって構成する合議体）及び運営会議	7
10	各部会の調査審議回数	7

II 情報公開

1	諮問・答申件数	9
2	答申結果の分類	9
3	平均処理期間・審議回数	10
4	口頭意見陳述, 口頭説明聴取等の実績	10
5	インカメラ	11
6	ヴォーンインデックス	11
7	特徴のある事件	11
8	その他	13

III 個人情報保護

1	諮問・答申件数	14
2	答申結果の分類	15
3	平均処理期間・審議回数	15
4	口頭意見陳述, 口頭説明聴取等の実績	16
5	インカメラ	16
6	ヴォーンインデックス	16
7	特徴のある事件	16
8	その他	19

IV	付言の実績	20
----	-------	----

平成30年度の調査審議等の状況

(平成30年4月～平成31年3月)

I 全体

1 諮問・答申件数

平成30年度の諮問件数は1,128件、答申件数は909件である。

なお、平成13年度から平成30年度までの総諮問件数は16,193件、総答申件数は14,914件であり、平成30年度末時点で審議中の件数は705件である。

○情報公開関連と個人情報保護関連の総計

[平成30年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
情報公開	833	632	17
個人情報保護	295	277	8
合計	1,128	909	25

[平成30年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
行政機関	999	781	16
独立行政法人等	129	128	9
合計	1,128	909	25

[平成13年度～平成30年度]

(単位：件)

	諮問件数 (a)	答申件数 (b)	取下件数 (c)	審議中の件数 (平成30年度末) (a-b-c)
行政機関	14,173	13,059	454	660
独立行政法人等	2,020	1,855	120	45
合計	16,193	14,914	574	705

(注1) 答申件数の行政機関と独立行政法人等の別は諮問時の別による。

(注2) 諮問件数等は、情報公開審査会(平成17年4月1日の情報公開・個人情報保護審査会設置法施行前の名称)の実績との累計である。以降、本資料において共通。

1-1 中間答申

平成30年度においては、情報公開・個人情報保護審査会運営規則24条3項の規定に基づく中間答申の実績はなかった。

1-2 取下げ

平成30年度における諮問事件の取下げは、合計で25件であり、その内訳は以下のとおりである。

(取下げ件数及び理由の内訳)

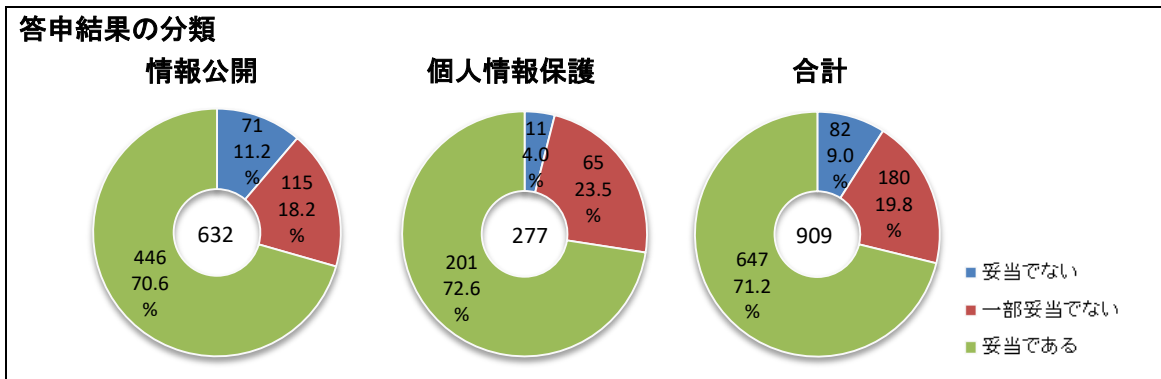
諮問種別	行政機関	独立行政法人等	合計
情報公開	12件	5件	17件
個人情報保護	4件	4件	8件
合計	16件	9件	25件

取下げ理由	件数
不服申立人の自主的な取下げ	8件
審査会意見通知	3件
全部開示	3件
改めて開示決定等を実施	0件
却下	3件
その他	8件
合計	25件

2 答申結果の分類

平成30年度に出された答申件数(909件)のうち、諮問庁の判断は妥当でないとしたもの(一部妥当でないとしたものを含む)は、262件(28.8%)である。

	情報公開	個人情報保護	合計
諮問庁の判断は妥当でないとしたもの	71件 (11.2%)	11件 (4.0%)	82件 (9.0%)
諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの	115件 (18.2%)	65件 (23.5%)	180件 (19.8%)
小計(諮問庁の判断は妥当でない(一部妥当でないも含む)としたもの)			262件 (28.8%)
諮問庁の判断は妥当であるとしたもの	446件 (70.6%)	201件 (72.6%)	647件 (71.2%)
合計	632件 (100%)	277件 (100%)	909件 (100%)

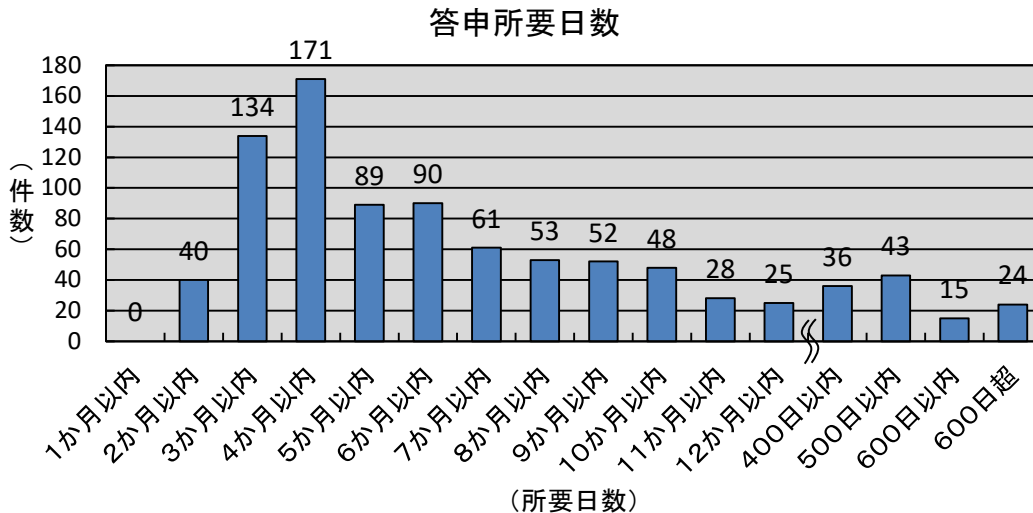


3 平均処理期間・審議回数

平成30年度の答申（909件）について、平均処理期間は204.7日、平均審議回数は2.5回であり、最短の事件では33日で処理が終了しており（平成30年度（行情）答申第133号）、最長の事件では1,161日かかっている（平成30年度（行情）答申第529号）。

なお、インカメラ決定のみであった審議を除いた平均審議回数は2.1回である。

答申までの所要日数の分布をみると、全体の約2分の1は5か月以内で答申を出しており、全体の約4分の3は9か月以内に答申を出している。



4 口頭意見陳述、口頭説明聴取等の実績

平成30年度の答申（909件）についてみると、

- (1) 不服申立人等から口頭意見陳述の聴取を行った実績はない。
- (2) 諮問庁から口頭説明を聴取したとする記載のあるものはない。
- (3) 平成30年度に不服申立人等の口頭意見陳述及び諮問庁の口頭説明の聴取を地方において行った実績はない。
- (4) 調査審議の経過欄に、「参考人」と記載のあるものはない。なお、審査会発足以降の実績は、後掲の別表のとおりである。

5 インカメラ

平成30年度の答申（909件）についてみると、対象文書又は対象保有個人情報を見分したとの記載があるのは386件である。

(注) 答申の調査審議の経過欄に、「本件対象文書の見分」等と記載されている答申数である。対象文書が存在しない場合、存否応答拒否の正当性が争われている場合、一定の様式に記入された個人情報であり、その記載項目によって開示・不開示の判断が可能な場合など、事柄の性格上インカメラ審理を要しない場合がある。

6 ヴォーンインデックス

平成30年度の答申（909件）についてみると、諮問庁から情報公開・個人情報保護審査会設置法（以下「設置法」という。）9条3項の資料（ヴォーンインデックス）の提出を受けたとの記載があるものはない。

(注) ただし、ヴォーンインデックスと呼ぶことが適当であるかどうかは別として、諮問庁が自主的に、あるいは事務局の要請に応じて開示請求対象文書等の内容を整理した資料を提出している場合がある。

7 特徴のある事件

不存事件、存否応答拒否事件等の特徴のある諮問事件については、以下のとおりである。

(諮問)

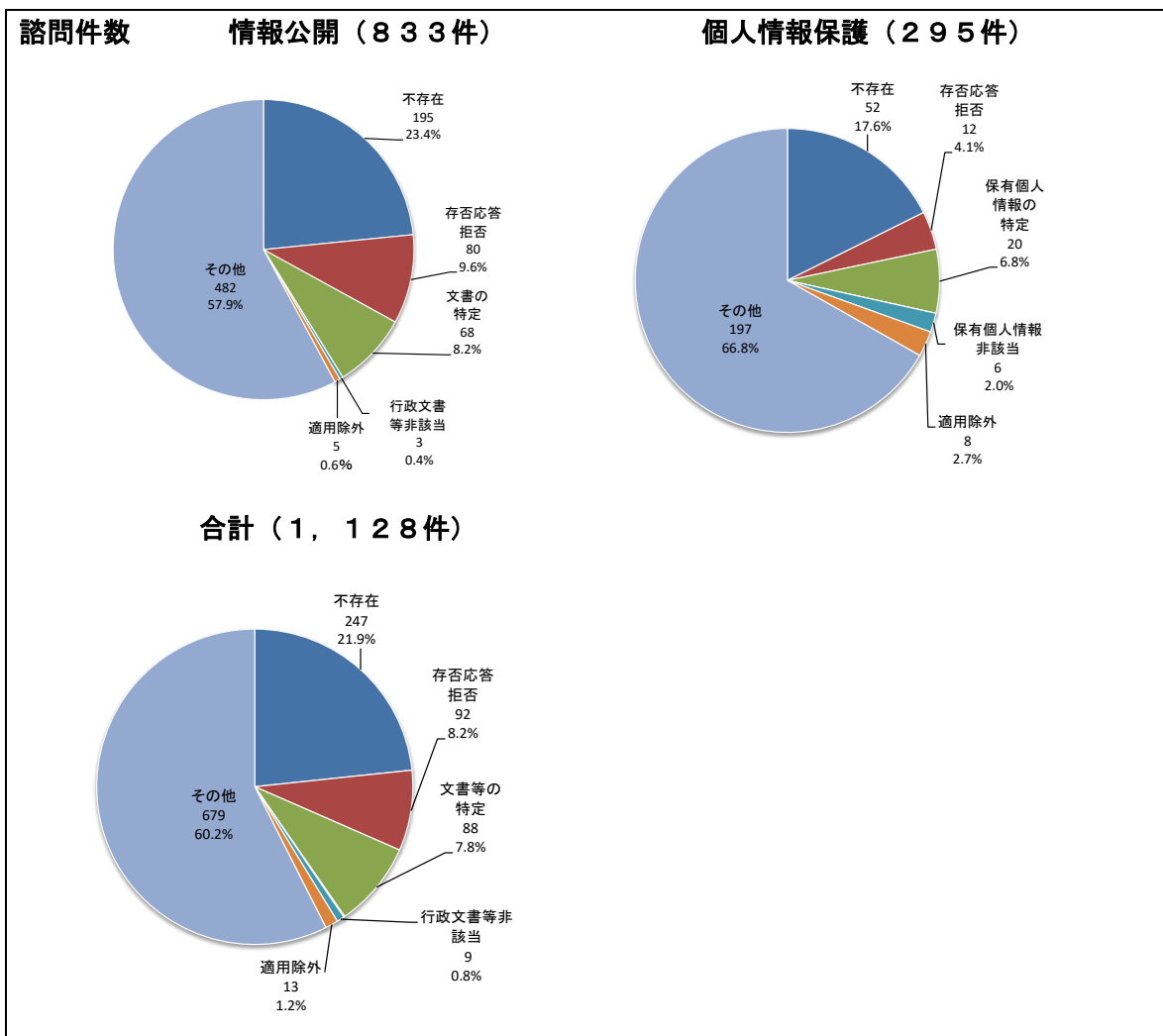
(単位：件)

	情報公開	個人情報保護	合計
不存事件	195	52	247
存否応答拒否事件	80	12	92
文書等の特定を争う事件	68	20	88
逆FOIA事件	0	0	0
行政文書等非該当事件	3	6	9
適用除外事件	5	8	13
その他事件	482	197	679
合計	833	295	1,128

(注1) 「不存事件」、「存否応答拒否事件」、「文書等の特定を争う事件」、「行政文書等非該当事件」、

「適用除外事件」とは、当該特徴のみを争った諮問事件をいう。以降、本資料において共通。

(注2) 答申に至るまでに争点が変わることにより、分類が変わることがあるので、上記の数は変動することがある。以降、本資料において共通。



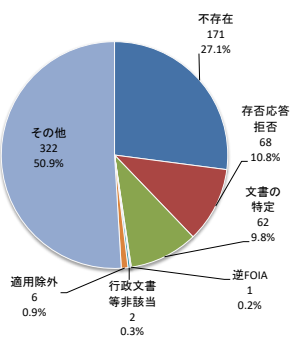
(答申)

(単位：件)

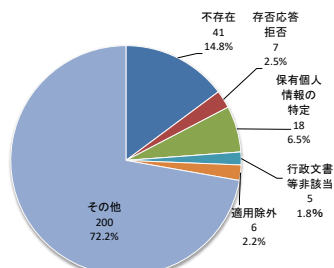
	答申件数			答申結果別の内訳			
	情報公開	個人情報保護	合計	妥当でない		妥当である	
				全部を妥当でない	一部妥当でない		
不存在事件	171	41	212	15	13	2	197
存否応答拒否事件	68	7	75	16	15	1	59
文書等の特定を争う事件	62	18	80	19	17	2	61
逆FOIA事件	1	0	1	1	0	1	0
行政文書等非該当事件	2	5	7	3	2	1	4
適用除外事件	6	6	12	0	0	0	12
その他事件	322	200	522	208	35	173	314
合計	632	277	909	262	82	180	647

答申件数

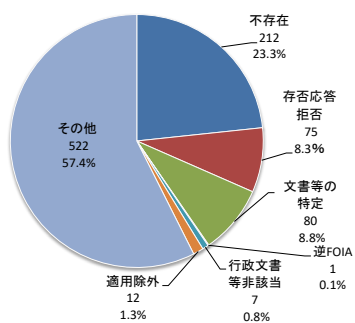
情報公開 (632件)



個人情報保護 (277件)

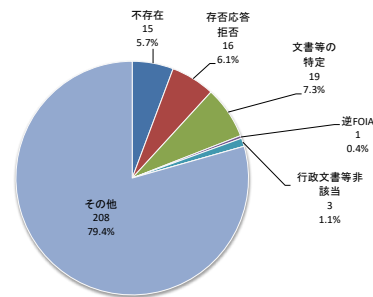


合計 (909件)

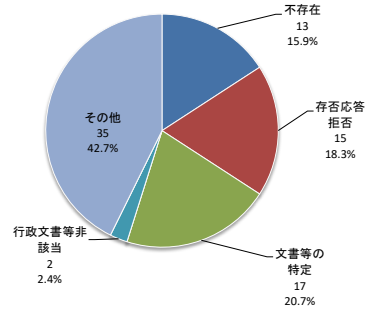


答申結果別の内訳

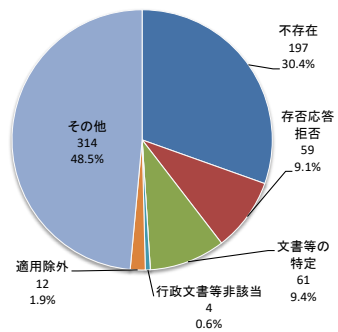
「妥当でない (一部妥当でないも含む)」 (262件)



「全部を妥当でない」 (82件)



「妥当である」 (647件)



7-1 不存在事件

不存在事件については、平成30年度で247件（情報公開195件、個人情報保護52件）の諮問を受け、平成29年度以前の諮問も含め、212件（情報公開171件、個人情報保護41件）について答申を出している。

この不存在事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたもの（文書が存在するとしたもの等）は、13件あり、情報公開関連が11件（注1）、個人情報保護関連が2件（注2）である。

（注1）平成30年度（行情）答申第101号、237号、第248号、第297号、第370号、第371号、第389号、第390号、第498号及び第506号並びに平成30年度（独情）答申第25号

（注2）平成30年度（行個）答申第150号及び第168号

7-2 存否応答拒否事件

存否応答拒否事件については、平成30年度に92件（情報公開80件、個人情報保護12件）の諮問を受け、平成29年度以前の諮問も含め、75件（情報公開68件、個人情報保護7件）について答申を出している。

この存否応答拒否事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、15件あり、情報公開関連が13件（注1）、個人情報保護関連が2件（注2）である。

（注1）平成30年度（行情）答申第34号、第102号、第197号、第198号、第259号、第310号、第334号、第341号、第353号及び第402号並びに平成30年度（独情）答申第20号、第71号及び第72号

（注2）平成30年度（行個）答申第203号及び第215号

7-3 文書・保有個人情報の特定を争う事件

文書・保有個人情報の特定を争う事件については、平成30年度に88件（情報公開68件、個人情報保護20件）の諮問を受け、平成29年度以前の諮問を含め、80件（情報公開62件、個人情報保護18件）について答申を出している。

この文書等の特定を争う事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、17件あり、情報公開関連が14件（注1）、個人情報保護関連が3件（注2）である。

（注1）平成30年度（行情）答申第75号、第154号、第155号、第196号、第385号、第386号、第387号、第408号、第442号、第443号、第444号、第451号、第514号及び第536号

（注2）平成30年度（行個）答申第46号及び第204号並びに平成30年度（独個）答申第34号

7-4 逆FOIA（第三者不服申立て）事件

処分庁が開示するとした部分について、第三者が当該部分の開示を求める逆FOIAに関する事件については、平成30年度は諮問がなかった。平成29年度以前の諮問1件（情報公開関連）について答申を出している。

7-5 行政文書等非該当事件

行政文書等非該当事件については、平成30年度に9件（情報公開3件、個人情報保護6件）の諮問を受け、平成29年度以前の諮問を含め、7件（情報公開2件、個人情報保護5件）について答申を出している。

この行政文書等非該当事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、2件あり、情報公開関連が1件（注1）、個人情報保護関連が1件（注2）である。

（注1）平成30年度（独情）答申第19号

（注2）平成30年度（独個）答申第26号

7-6 適用除外事件

適用除外事件については、平成30年度に13件（情報公開5件、個人情報保護8件）の諮問を受け、平成29年度以前の諮問を含め、12件（情報公開6件、個人情報保護6件）について答申を出している。

8 その他

原処分について、「違法」等であるとして取り消すべきとした答申については、次のとおりである。

8-1 理由の提示の不備

原処分は理由の提示に不備がある違法なものであるとして、これを取り消すべきとした答申は、3件あり、情報公開関連が2件（注1）、個人情報保護関連が1件（注2）である。

（注1）平成30年度（行情）答申第346号及び第508号

（注2）平成30年度（行個）答申第150号

8-2 形式上の不備

形式上の不備を理由に不開示とした原処分について、これを取り消すべきとした答申は、6件あり、全て情報公開関連である（注）。

（注）平成30年度（行情）答申第30号、第264号、第304号、第322号、第499号及び第513号

9 総会（委員の全員をもって構成する合議体）

9-1 総会

平成30年度には、設置法6条2項に基づき、総会を開催した（平成31年2月21日）。

9-2 運営会議

平成30年度は、情報公開・個人情報保護審査会運営規則29条に基づく運営会議は開催しなかった。

10 各部会の調査審議回数

各部会は、原則として毎週、定例日を定めて調査審議を行った。

	調査審議回数
第1部会	31回
第2部会	30回
第3部会	31回
第4部会	28回
第5部会	26回

(別表) 答申の調査審議の経過欄に、「参考人」と記載のあるもの

	行情(注1)	独情(注2)
平成13年度	55	
平成14年度	83, 164, 181, 279, 395, 426, 427, 428, 429, 430, 469, 527	
平成15年度	370, 454, 509, 590, 591	44
平成16年度	319, 488, 555	
平成17年度	129, 130, 133, 230, 231, 488	9
平成18年度		
平成19年度		103
平成20年度	262	
平成21年度	288, 330	6, 10
平成22年度		
平成23年度		
平成24年度	537, 538	
平成25年度	422	
平成26年度		
平成27年度		
平成28年度		
平成29年度		
平成30年度		

(注1) 数字は答申番号である。

(注2) 個人情報保護について、該当する答申はない。

Ⅱ 情報公開

1 諮問・答申件数

平成30年度の諮問件数は833件、答申件数は632件である。

なお、平成13年度から平成30年度までの総諮問件数は13,082件、総答申件数は12,038件であり、平成30年度末時点での審議中の件数は559件である。

○情報公開関連

[平成30年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
行政機関	763	557	12
独立行政法人等	70	75	5
合計	833	632	17

[平成13年度～平成30年度]

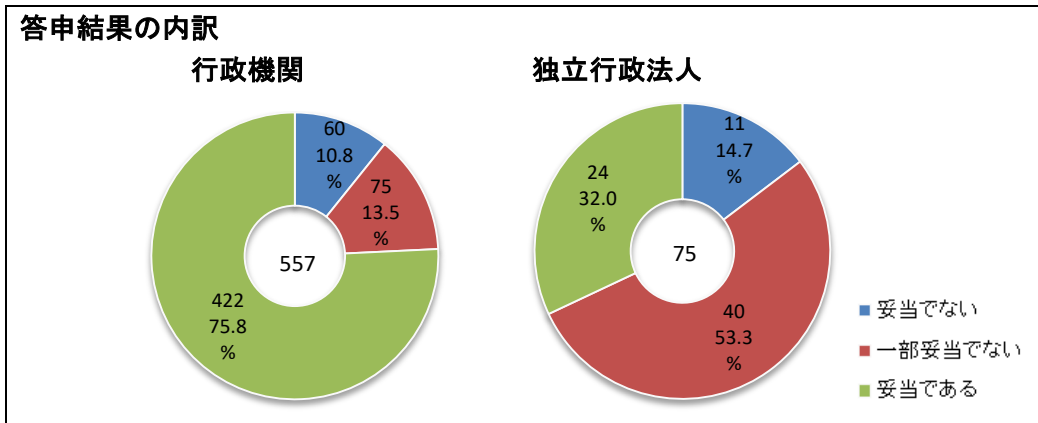
(単位：件)

	諮問件数 (a)	答申件数 (b)	取下件数 (c)	審議中の件数 (平成30年度末) (a-b-c)
行政機関	11,776	10,856	386	534
独立行政法人等	1,306	1,182	99	25
合計	13,082	12,038	485	559

2 答申結果の分類

平成30年度に出された答申件数(632件)のうち、諮問庁の判断は妥当でないとしたもの(一部妥当でないとしたものを含む)は、186件(29.4%)である。

	行政機関	独立行政法人	合計
諮問庁の判断は妥当でないとしたもの	60件 (10.8%)	11件 (14.7%)	71件 (11.2%)
諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの	75件 (13.5%)	40件 (53.3%)	115件 (18.2%)
小計(諮問庁の判断は妥当でない(一部妥当でないも含む)としたもの)			186件 (29.4%)
諮問庁の判断は妥当であるとしたもの	422件 (75.8%)	24件 (32.0%)	446件 (70.6%)
合計	557件 (100%)	75件 (100%)	632件 (100%)



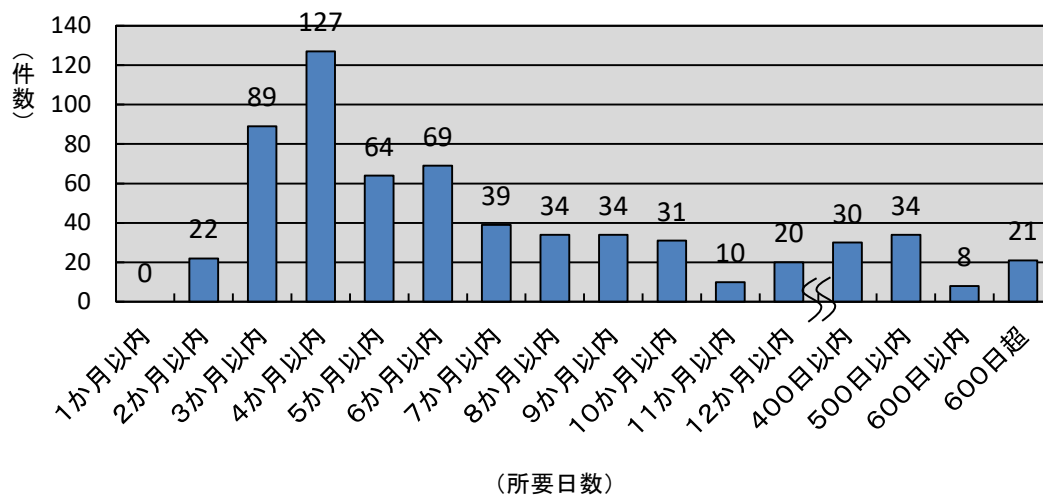
3 平均処理期間・審議回数

平成30年度の答申（632件）について、平均処理期間は209.3日、平均審議回数は2.6回であり、最短の事件では33日で処理が終了しており（平成30年度（行情）答申第133号）、最長の事件では1,161日かかっている（平成30年度（行情）答申第529号）。

なお、インカメラ決定のみであった審議を除いた平均審議回数は2.2回である。

答申までの所要日数の分布をみると、全体の約2分の1は5か月以内で答申を出しており、全体の約4分の3は9か月以内に答申を出している。

答申所要日数



4 口頭意見陳述、口頭説明聴取等の実績

平成30年度の答申（632件）についてみると、

- (1) 不服申立人等から口頭意見陳述の聴取を行った実績はない。
- (2) 諮問庁から口頭説明を聴取したとする記載のあるものはない。
- (3) 調査審議の経過欄に、「参考人」と記載のあるものはない。

5 インカメラ

平成30年度の答申（632件）についてみると、対象文書を見分したとの記載があるのは271件となっている。

（注）答申の調査審議の経過欄に、「本件対象文書の見分」等と記載されている答申数である。対象文書が存在しない場合、存否応答拒否の正当性が争われている場合、一定の様式に記入された個人情報であり、その記載項目によって開示・不開示の判断が可能な場合など、事柄の性格上インカメラ審理を要しない場合がある。

6 ヴォーンインデックス

平成30年度の答申（632件）についてみると、諮問庁から設置法9条3項の資料（ヴォーンインデックス）の提出を受けたとの記載があるものはない。

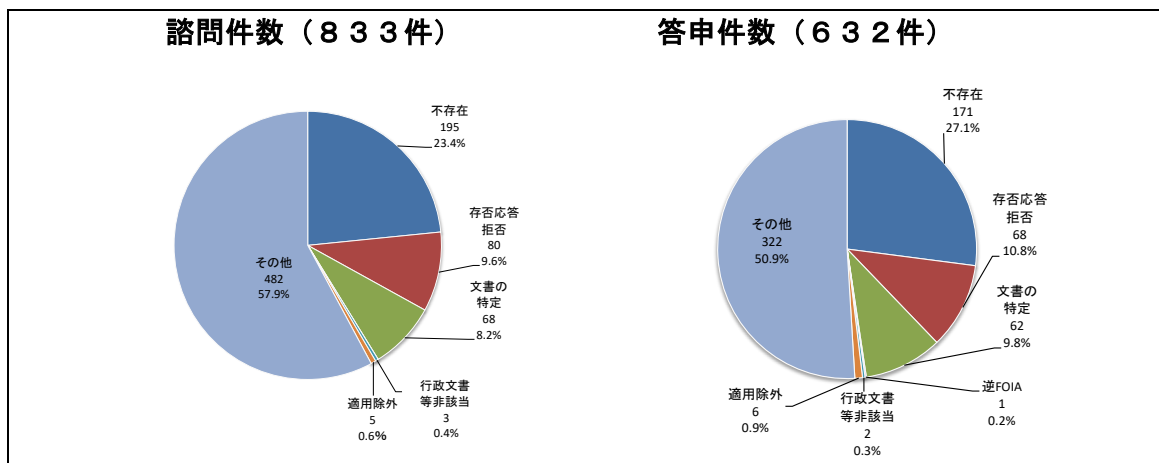
（注）ただし、ヴォーンインデックスと呼ぶことが適当であるかどうかは別として、諮問庁が自主的に、あるいは事務局の要請に応じて開示請求対象文書の内容を整理した資料を提出している場合がある。

7 特徴のある事件

不存在事件、存否応答拒否事件等の特徴のある諮問事件については、以下のとおりである。

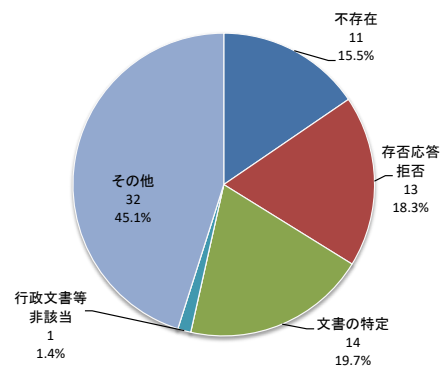
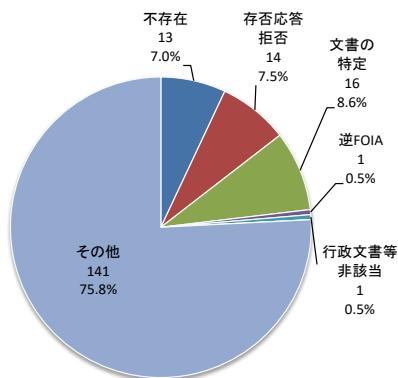
（単位：件）

	諮問 件数	答申 件数	答申結果別の内訳			
			妥当でない		妥当 である	
			全部を 妥当でない	一部妥当 でない		
不存在事件	195	171	13	11	2	158
存否応答拒否事件	80	68	14	13	1	54
文書の特定を争う事件	68	62	16	14	2	46
逆FOIA事件	0	1	1	0	1	0
行政文書等非該当事件	3	2	1	1	0	1
適用除外事件	5	6	0	0	0	6
その他事件	482	322	141	32	109	181
合計	833	632	186	71	115	446

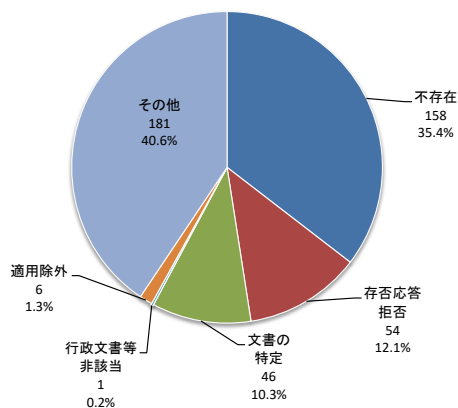


答申結果別の内訳

「妥当でない（一部妥当でないも含む）」（186件） 「全部を妥当でない」（71件）



「妥当である」（446件）



7-1 不存在事件

不存在事件については、平成30年度に195件の諮問を受け、平成29年度以前の諮問も含め、171件について答申を出している。

この不存在事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたもの（文書が存在するとしたもの等）は、11件（注）である。

（注）平成30年度（行情）答申第101号、237号、第248号、第297号、第370号、第371号、第389号、第390号、第498号及び第506号並びに平成30年度（独情）答申第25号

7-2 存否応答拒否事件

存否応答拒否事件については、平成30年度に80件の諮問を受け、平成29年度以前の諮問も含め、68件について答申を出している。

この存否応答拒否事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、13件（注）である。

（注）平成30年度（行情）答申第34号、第102号、第197号、第198号、第259号、第310号、第334号、第341号、第353号及び第402号並びに平成30年度（独情）答申第20号、第71号及び第72号

7-3 文書の特定を争う事件

文書の特定を争う事件については、平成30年度に68件の諮問を受け、平成29年度以前の諮問を含め、62件について答申を出している。

この文書の特定を争う事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、14件（注）である。

（注）平成30年度（行情）答申第75号、第154号、第155号、第196号、第385号、第386号、第387号、第408号、第442号、第443号、第444号、第451号、第514号及び第536号

7-4 逆FOIA（第三者不服申立て）事件

処分庁が開示するとした部分について、第三者が当該部分の不開示を求める逆FOIAに関する事件については、平成30年度は諮問がなかった。平成29年度以前の諮問1件について答申を出している。

7-5 行政文書等非該当事件

行政文書等非該当事件については、平成30年度に3件の諮問を受け、平成29年度以前の諮問も含め、2件の答申を出している。

この行政文書等非該当事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、1件（注）である。

（注）平成30年度（独情）答申第19号

7-6 適用除外事件

適用除外事件については、平成30年度に5件の諮問を受け、平成29年度以前の諮問を含め、6件について答申を出している。

8 その他

原処分について、「違法」等であるとして取り消すべきとした答申については次のとおりである。

8-1 理由の提示の不備

原処分は理由の提示に不備がある違法なものであるとして、これを取り消すべきとした答申は、2件（注）である。

（注）平成30年度（行情）答申第346号及び第508号

8-2 形式上の不備

形式上の不備を理由に不開示とした原処分について、これを取り消すべきとした答申は、6件（注）である。

（注）平成30年度（行情）答申第30号、第264号、第304号、第322号、第499号及び第513号

Ⅲ 個人情報保護

1 諮問・答申件数

平成30年度の諮問件数は295件、答申件数は277件である。

なお、平成17年度から平成30年度までの総諮問件数は3,111件、総答申件数は2,876件であり、平成30年度末時点で審議中の件数は146件である。

○個人情報保護関連

[平成30年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
行政機関	236	224	4
独立行政法人等	59	53	4
合計	295	277	8

(単位：件)

	行政機関			独立行政法人		
	諮問件数	答申件数	取下件数	諮問件数	答申件数	取下件数
開示請求関連	188	168	3	49	42	4
訂正請求関連	20	35	0	8	7	0
利用停止請求関連	28	21	1	2	4	0
合計	236	224	4	59	53	4

[平成17年度～平成30年度]

(単位：件)

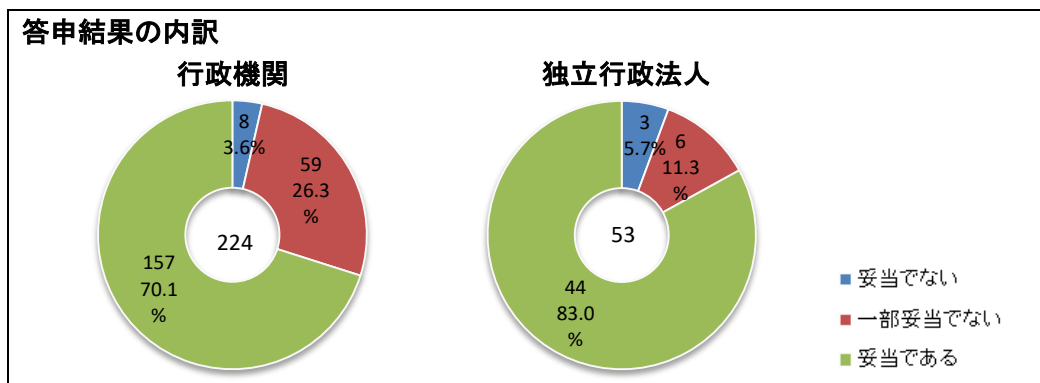
	諮問件数	答申件数	取下件数	審議中の件数 (平成30年度末)
	(a)	(b)	(c)	(a-b-c)
行政機関	2,397	2,203	68	126
開示請求	2,169	2,001	62	106
訂正請求	160	152	4	4
利用停止請求	68	50	2	16
独立行政法人等	714	673	21	20
開示請求	608	571	19	18
訂正請求	81	78	2	1
利用停止請求	25	24	0	1
合計	3,111	2,876	89	146
開示請求	2,777	2,572	81	124
訂正請求	241	230	6	5
利用停止請求	93	74	2	17

(注) 答申件数の行政機関と独立行政法人等の別は諮問時の別による。

2 答申結果の分類

平成30年度に出された答申件数（277件）のうち、諮問庁の判断は妥当でないとしたもの（一部妥当でないとしたものを含む。）は、76件（27.4%）である。

	行政機関	独立行政法人	合計
諮問庁の判断は妥当でないとしたもの	8件 (3.6%)	3件 (5.7%)	11件 (4.0%)
諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの	59件 (26.3%)	6件 (11.3%)	65件 (23.5%)
小計（諮問庁の判断は妥当でない（一部妥当でないも含む）としたもの）			76件 (27.4%)
諮問庁の判断は妥当であるとしたもの	157件 (70.1%)	44件 (83.0%)	201件 (72.6%)
合計	224件 (100%)	53件 (100%)	277件 (100%)

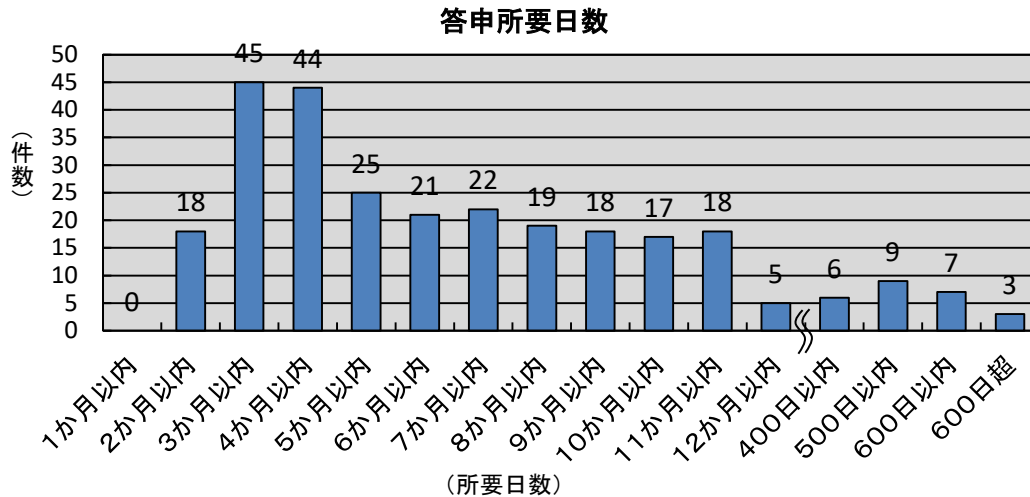


3 平均処理期間・審議回数

平成30年度の答申（277件）について、平均処理期間は194.2日、平均審議回数は2.4回であり、最短の事件では43日で処理が終了しており（平成30年度（個別）答申第51号）、最長の事件では982日かかっている（平成30年度（個別）答申第6号）。

なお、インカメラ決定のみであった審議を除いた平均審議回数は、2.0回である。

答申までの所要日数の分布をみると、全体の約2分の1は5か月以内で答申を出しており、全体の約4分の3は9か月以内に答申を出している。



4 口頭意見陳述，口頭説明聴取等の実績

平成30年度の答申（277件）についてみると，不服申立人等から口頭意見陳述を聴取したとする記載のあるものはなく，諮問庁から口頭説明を聴取したとする記載のあるものもない。また，調査審議の経過欄に，「参考人」と記載のあるものもない。

5 インカメラ

平成30年度の答申（277件）についてみると，対象保有個人情報を見分したとの記載があるのは115件となっている。

（注）答申の調査審議の経過欄に，「本件対象保有個人情報の見分」等と記載されている答申数である。対象保有個人情報が不存在である場合，存否応答拒否の正当性が争われている場合，一定の様式に記入された個人情報であり，その記載項目によって開示・不開示の判断が可能な場合など，事柄の性格上インカメラ審理を要しない場合がある。

6 ヴォーンインデックス

平成30年度の答申（277件）についてみると，諮問庁から設置法9条3項の資料（ヴォーンインデックス）の提出を受けたとの記載があるものはない。

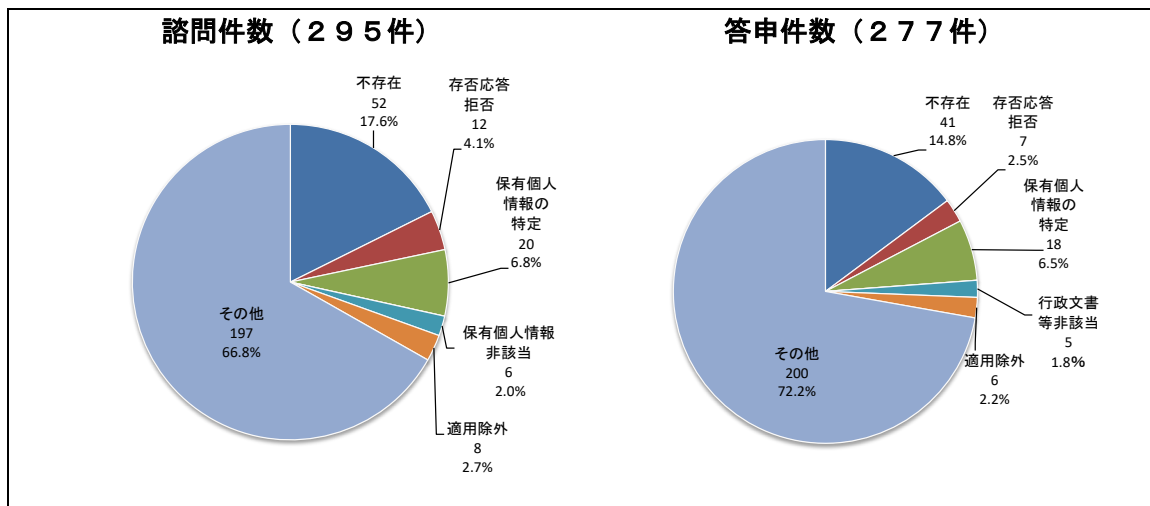
（注）ただし，ヴォーンインデックスと呼ぶことが適当であるかどうかは別として，諮問庁が自主的に，あるいは事務局の要請に応じて対象保有個人情報の内容を整理した資料を提出している場合がある。

7 特徴のある事件

不存在事件，存否応答拒否事件等の特徴のある諮問事件については，以下のとおりである。

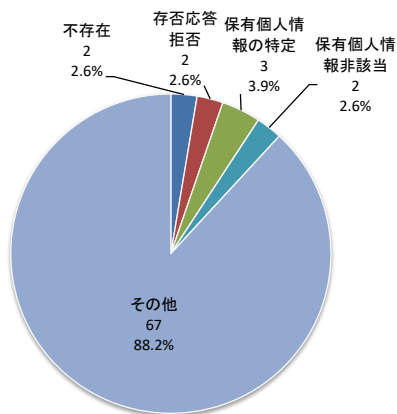
(単位：件)

	諮問 件数	答申 件数	答申結果別の内訳			
			妥当でない			妥当 である
			全部を 妥当でない	一部妥当 でない		
不存在事件	52	41	2	2	0	39
存否応答拒否事件	12	7	2	2	0	5
保有個人情報の特定を争う事件	20	18	3	3	0	15
逆FOIA事件	0	0	0	0	0	0
保有個人情報非該当事件	6	5	2	1	1	3
適用除外事件	8	6	0	0	0	6
その他事件	197	200	67	3	64	133
合計	295	277	76	11	65	201

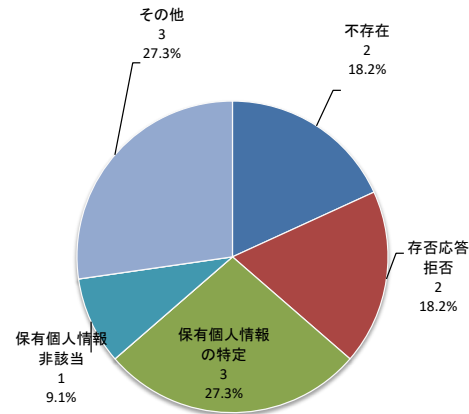


答申結果別の内訳

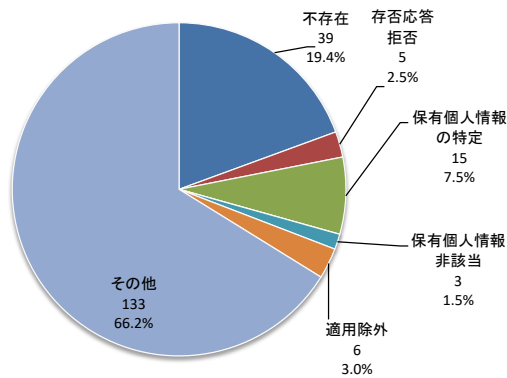
「妥当でない（一部妥当でないも含む）」（76件）



「全部を妥当でない」（11件）



「妥当である」（201件）



7-1 不存在事件

不存在事件については、平成30年度で52件の諮問を受け、平成29年度以前の諮問も含め、41件について答申を出している。

この不存在事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたもの（文書が存在するとしたもの等）は、2件（注）である。

（注）平成30年度（行個）答申第150号及び第168号

7-2 存否応答拒否事件

存否応答拒否事件については、平成30年度に12件の諮問を受け、平成29年度以前の諮問も含め、7件について答申を出している。

この存否応答拒否事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、2件（注）である。

（注）平成30年度（行個）答申第203号及び第215号

7-3 保有個人情報の特定を争う事件

保有個人情報の特定を争う事件については、平成30年度に20件の諮問を受け、平成29年度以前の諮問を含め、18件について答申を出している。

この保有個人情報の特定を争う事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、3件（注）である。

（注）平成30年度（行個）答申第46号及び第204号並びに平成30年度（独個）答申第34号

7-4 逆FOIA（第三者不服申立て）事件

処分庁が開示するとした部分について、第三者が当該部分の不開示を求める逆FOIAに関する事件については、平成30年度に諮問を受けておらず、答申も出していない。

7-5 保有個人情報非該当事件

保有個人情報非該当事件については、平成30年度に6件の諮問を受け、平成29年度以前の諮問も含め、5件の答申を出している。

この保有個人情報非該当事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、1件（注）である。

（注）平成30年度（独個）答申第26号

7-6 適用除外事件

適用除外事件については、平成30年度に8件の諮問を受け、平成29年度以前の諮問を含め、6件について答申を出している。

8 その他

原処分について、「違法」等であるとして取り消すべきとした答申については、次のとおりである。

○ 理由の提示の不備

原処分は理由の提示に不備がある違法なものであるとして、これを取り消すべきとした答申は、1件（注）である。

（注）平成30年度（行個）答申第150号

IV 付言の実績

当審査会では、答申において、諮問庁（又は処分庁）における情報公開・個人情報保護制度の運用が不適切である場合や、同制度の運用そのものの問題ではないとしても、同制度の円滑かつ適切な運用を行うために必要な措置について付言を行うことがある。

平成30年度の答申を整理すると、185件の答申において付言がみられ、諮問の遅れ・早期諮問など14の項目にわたって意見が述べられている。

主な項目別件数としては、諮問の遅れ・早期諮問に関する付言（45件）、開示決定等の理由の提示に関する付言（45件）が最も多く、続いて、開示決定等における対象文書の表記に関する付言（18件）、開示決定等通知書の不適切な記載に関する付言（14件）、審査会への対応に関する付言（12件）、情報提供に関する対応に関する付言（9件）などという順になっている。

各項目の主な付言の該当部分は、以下のとおりである。

（注）一つの答申において、複数の項目にわたって付言しているものもある。

1) 諮問の遅れ・早期諮問について付言したもの（45件）

- ・ 本件諮問は、異議申立て後、約11年が経過してから行われていることにつき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁からは、本件諮問に際して事実関係を確認するのに時間を要したとの説明があった。しかしながら、本件異議申立ての趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでにこれほどまでの長期間を要するものとは到底考え難く、本件諮問は、遅きに失したといわざるを得ない。

このような対応は、「簡易迅速な手段」による処理とはいえ、行政不服審査制度の存在意義を否定しかねない極めて不適切なものである。諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が強く望まれる。

（平成30年度（行情）答申第55号）
など

2) 開示決定等の理由の提示について付言したもの（45件）

- ・ 原処分において、本件対象文書の一部の頁については、複数の不開示理由が提示されているが、これらの頁の不開示部分のうちいずれの部分もそれぞれの不開示理由に該当するのかが特定されておらず、各不開示理由と不開示とされた部分との対応関係が不明であり、求められる理由の提示として十分とはいえない。

行政手続法8条1項の趣旨を踏まえると、特定の行政文書について不開示理由が複数ある場合には、当該行政文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がいずれの部分もそれぞれの不開示理由に対応しているのかが当然知り得るような場合を除き、いずれの部分もそれぞれの不開示理由に該当するのかが特定されなければならない。

したがって、原処分における理由付記は、行政手続法8条1項の趣旨に照らし、適切さを欠くものといわざるを得ず、処分庁は、今後の対応において、上記の点につき留意

すべきである。

(平成30年度(行情)答申第358号)

- ・ 本件不開示決定通知書には、不開示とした理由について、「開示請求に係る保有個人情報については、保有していないため」と記載されているところ、一般に、保有個人情報の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に保有個人情報を保有していないという事実を示すだけでは足りず、保有個人情報が記録された行政文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に廃棄又は亡失したのかなど、なぜ当該保有個人情報が存在しないかについても理由として付記することが求められる。

したがって、原処分における理由付記は、行政手続法8条の趣旨に照らし、適切さを欠くものであり、処分庁においては、今後の対応において、上記の点に留意すべきである。

(平成30年度(行個)答申第68号)

など

3) 開示決定等における対象文書の表記について付言したもの(18件)

- ・ 原処分における行政文書開示決定通知書をみると、「1 開示する行政文書の名称」欄には、行政文書開示請求書の「1 請求する行政文書の名称等」欄をそのまま転記していることから、行政文書名として適切なものとはいい難い記載となっており、今後、処分庁においては、適切な事務処理が望まれる。

(平成30年度(行情)答申第85号)

- ・ 処分庁は、本件開示請求を受けて特定した文書名として、本件請求文書と同一の「開示に支障のない部分」との文言を開示決定通知書に記載した上で、本件対象文書を開示したものであるが、このような記載は、あたかも不開示部分が特定されていないかのような誤解を与えるものである。

本来、特段の支障がない限り、開示決定通知書には、特定した文書名として本件対象文書の名称を具体的に記載すべきであったのであるから、処分庁においては、今後、この点に留意して適切に対応することが望まれる。

(平成30年度(独情)答申第34号)

など

4) 開示決定等通知書の不適切な記載について付言したもの(14件)

- ・ 本件では、諮問庁が補充理由説明書において説明するとおり、開示決定通知書(その別紙)及び理由説明書の不開示部分の記載には、開示実施文書で開示されていて不開示部分には該当しないとされた部分も掲記するなど、誤った記載が多く認められ、諮問に当たっても、その誤った不開示部分の記載を前提として不開示理由を説明しており、甚だ慎重さに欠ける不適切な対応といわざるを得ない。

処分庁(諮問庁)においては、今後の開示請求及び審査請求への対応に当たっては、同様の不適切な事態が生じないように、正確かつ慎重な対応が強く望まれる。

(平成30年度(行情)答申第18号)

- ・ 当審査会において確認したところ、本件開示決定通知書の「2 不開示とした部分とその理由」欄には、「(2) 決裁文書に添付の開示対象文書については、開示決定作業の途中段階の情報であり、開示決定判断を会計検査院にて行うこととなるため、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある法第5条第6号の不開示情報に該当し、不開示とした。」と記載されていることが認められる。

この点につき、諮問庁は、理由説明書（上記第3の3）において、決裁文書に添付されている移送対象文書全体については、法12条1項に基づき、会計検査院長において開示決定等をすべき行政文書として、事案を移送していることから、開示対象外とすることが妥当である旨説明しているが、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、詳細な説明を求めさせたところ、処分庁においては、平成30年3月19日付けで本件開示請求を受け付けた後、決裁文書に添付の対象文書については、同項に基づき、同年4月17日付けで会計検査院長に対し事案の移送を行ったとのことである。

そうすると、当該文書については、会計検査院長において開示決定等をすべきものであり、本件開示決定通知書には、上記の記載をすべきではなかったのであるから、処分庁においては、今後、このようなことがないように十分留意すべきである。

（平成30年度（行情）答申第522号）
など

5) 審査会への対応について付言したもの（12件）

- ・ 本件諮問については、諮問庁から理由説明書の提出を受けた後に、当審査会が審議するに当たって確認が必要であった事実関係等に係る追加的な説明を複数回にわたり求めたにもかかわらず、長期間回答がなされない状況が続いた。

このような諮問庁の対応は、当審査会の審議に多大な支障を生じさせ、「簡易迅速な手続」による処理の妨げとなるものである。

諮問庁においては、今後、当審査会に諮問した事件につき、迅速かつ的確な対応が強く望まれる。

（平成30年度（行情）答申第141号）
など

6) 情報提供について付言したもの（9件）

- ・ 本件開示請求は、法3条の規定に基づくものであり、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行個法」という。）12条1項の規定に基づくものではないが、本件開示請求書の記載からすると、審査請求人に係る情報の開示を求めるものである。これについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、行個法に基づく開示請求を行っていないとのことである。

そうすると処分庁は、行個法に基づく開示請求をするよう教示すべきであったといえる。今後、開示請求に係る事務手続において、適切な教示をするなど、的確な対応が望まれる。

（平成30年度（行情）答申第178号）

など

7) 文書等の特定について付言したもの(8件)

- ・ 本件については、原処分1時において、本件開示請求の対象となる行政文書の利用・保存状況等の確認を適切に行っていれば、当該行政文書の行政文書該当性を確認できたはずであるから、処分庁の原処分1時の対応は、不適切といわざるを得ない。

処分庁においては、今後、開示決定等の対象となる行政文書の特定に当たって、十分に確認を行うことが望まれる。

(平成30年度(行情)答申第535号及び同第538号)

など

8) 開示決定の迅速・的確化について付言したもの(6件)

- ・ 処分庁は、本件開示請求に対し、法で定められた30日以内に開示決定等を行うことが困難であるとして、法10条2項に基づき開示決定等の期限を30日間延長したが、その延長した期限までに開示決定等を行わず、結局、その59日後(開示請求日から121日後)に開示決定等(原処分)を行っている。

本件はこの点につき、審査請求書において主張されていないことから、当審査会の判断の対象としていないが、このような処分庁の対応は、違法であるといわざるを得ず、今後は、開示請求に係る事務手続を法に従って適切に行うべきである。

(平成30年度(独情)答申第50号及び同第51号)

など

9) 文書管理について付言したもの(5件)

- ・ 本件は、上記3(2)のとおり、開示決定等に係る保有個人情報記録された行政文書である厚生労働省特定職員Bと総務省特定管区行政評価局特定職員Aとのやり取りのメールに添付されていたPDF文書が特定されていない上、開示請求後に削除されていたことが判明したものである。本件のような事態は、ひとえに文書管理意識の欠如に起因するものと思われ、厚生労働省の特定の部局のみならず、厚生労働省のどの部署においても生じる可能性のあるものとして、今後は、厚生労働省において開示決定等に係る保有個人情報の廃棄等という事態を起こさぬよう日頃の保有個人情報管理を徹底することが望まれる。

(平成30年度(行個)答申第148号)

など

10) 開示・不開示の判断について付言したもの(4件)

- ・ 原処分では、表彰や勤務記録事項等の項目の空欄となっている部分が開示されているが、当該部分に該当する事実の記載がないこと自体が個人に関する情報に該当し、本件対象文書においては特定個人の氏名が開示されていることから、当該部分については、本来、法6条2項による部分開示の余地はなく、不開示とすべきものであったと認めら

れる。

この点につき、原処分における不開示部分の特定の範囲は適切を欠くものであるといわざるを得ず、処分庁においては、今後、開示決定等に当たって、同様の事態が生じないよう、慎重な対応が望まれる。

(平成30年度(行情)答申第329号及び同第330号)

など

1 1) 開示の実施手続について付言したもの(2件)

- 本件の調査審議に当たり、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、本件対象保有個人情報の開示の実施方法について確認させたところ、電磁的記録である本件対象保有個人情報を用紙に出力し、不開示情報であるところの診療部及びリハビリ科の診療録等が記載されている頁の全体を除外した上で、その余の頁のみを開示したとのことである。

そこで、当審査会において、開示の実施から除外した頁を見分したところ、不開示情報以外の情報(こころの診療部及びリハビリ科以外の診療部門の診療録等)が含まれていることが認められ、また、これらの情報は容易に区分することができることが認められた。

そうすると、当該不開示情報以外の情報については、本来、開示されるべき情報であるのに実質的に不開示とされていると認められることから、本件開示の実施は不適切という外なく、処分庁は、当該不開示情報以外の情報について、改めて適切に開示を実施すべきである。

(平成30年度(独個)答申第31号)

など

1 2) 補正に関する対応について付言したもの(2件)

- 本件開示請求書の「1 開示を請求する保有個人情報(具体的に記載してください。)」欄には、特定年月日に特定事業場に行った調査の記録の開示を求める旨が記載されており、処分庁は、この記載に従い、審査請求人に係る申告処理台帳のうち、特定年月日に該当する続紙の「処理経過」欄の部分及び特定年月日に特定事業場から提出された資料のみを本件対象保有個人情報とした上で、原処分を行っている。このため、審査請求人に係る申告処理台帳のうち、特定年月日に該当する部分以外の記載内容(及び該当する添付資料があれば、その添付資料)については、審査請求人の保有個人情報であるものの、原処分の対象外とされている。

通常、申告処理台帳は、申告の受理から処理完了までの一定期間における申告の処理状況について記録されており、本件のように、調査の年月日を特定すると、おのずと情報量が限られてしまうことは明白である。

本件のような開示請求の場合は、受付に当たり開示請求者の真意を確認した上で、必要な補正を求めるなどの対応を採ることが望ましく、今後、処分庁においては、この点に留意して業務を行うことが望ましい。

(平成30年度(行個)答申第181号)

1 3) 開示決定等に係る調査不足について付言したもの(2件)

- 本件については、原処分時において、適切に本件開示請求の対象となる行政文書の探索及び確認を行っていれば、本件対象文書の電磁的記録の存在を確認できたはずであるから、これを保有していないとした処分庁の決定は、不適切といわざるを得ない。

処分庁においては、今後、開示決定等の対象となる行政文書の特定に当たって、十分に探索及び確認を行うことが望まれる。

(平成30年度(行情)答申第164号)

など

1 4) その他(36件)

- 原処分に対する審査請求について、諮問庁は平成30年6月11日付けで当審査会に諮問(平成30年(行情)諮問第252号。以下「前回諮問」という。)し、当審査会は、同年7月12日に前回諮問に係る審議を行った。その後、諮問庁は、補充理由説明書の提出をもって対応可能であったにもかかわらず、原処分で開示した文書に加え、新たに文書を特定してその一部を不開示とすることとしたい旨に諮問理由を変更して、同月13日付けで改めて当審査会に諮問(以下「本件諮問」という。)している。また、前回諮問については、本来、本件諮問より前に取り下げるべきところ、諮問庁は本件諮問の後である同月20日付けで取り下げている。

同一の審査請求につき、重複して諮問する事態が生じた原因について、諮問庁は、内部の事務の分担に係る誤りであると説明しており、諮問庁においては、今後、関係事務の適切な遂行が望まれる。

(平成30年度(行情)答申第285号)

- 本件開示請求は、別紙に掲げる1及び2に記録された保有個人情報の開示を求めるものであるところ、原処分においては、別紙に掲げる1に記録された保有個人情報についてのみ不開示決定が行われており、別紙に掲げる2に記録された保有個人情報については、未だに開示決定等が行われていない状態となっている。

この点につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し説明を求めさせたところ、処分庁が、別紙に掲げる2に記録された保有個人情報についての開示決定等を失念していたためであるとのことであった。

処分庁においては、別紙に掲げる2に記録された保有個人情報について、早急に開示決定等を行うべきであり、今後、開示決定等に当たっては、同様の事態が生じないように、正確かつ慎重な対応が望まれる。

(平成30年度(行個)答申第149号)

など

【参考】平成30年度に付言を行った答申一覧

区 分	答 申 番 号
1) 諮問の遅れ・早期諮問について付言したもの(45件)	平成30年度(行情) 答申第2号
	平成30年度(行情) 答申第3号
	平成30年度(行情) 答申第4号
	平成30年度(行情) 答申第38号
	平成30年度(行情) 答申第55号
	平成30年度(行情) 答申第69号
	平成30年度(行情) 答申第78号
	平成30年度(行情) 答申第79号
	平成30年度(行情) 答申第142号
	平成30年度(行情) 答申第151号
	平成30年度(行情) 答申第176号
	平成30年度(行情) 答申第180号
	平成30年度(行情) 答申第191号
	平成30年度(行情) 答申第230号
	平成30年度(行情) 答申第231号
	平成30年度(行情) 答申第232号
	平成30年度(行情) 答申第233号
	平成30年度(行情) 答申第234号
	平成30年度(行情) 答申第252号
	平成30年度(行情) 答申第257号
	平成30年度(行情) 答申第297号
	平成30年度(行情) 答申第301号
	平成30年度(行情) 答申第313号
	平成30年度(行情) 答申第328号
	平成30年度(行情) 答申第332号
	平成30年度(行情) 答申第333号
	平成30年度(行情) 答申第408号
	平成30年度(行情) 答申第427号
	平成30年度(行情) 答申第461号
	平成30年度(行情) 答申第462号
	平成30年度(行情) 答申第463号
	平成30年度(行情) 答申第464号
	平成30年度(行情) 答申第465号
	平成30年度(行情) 答申第480号
	平成30年度(行情) 答申第481号
	平成30年度(行情) 答申第485号
	平成30年度(行情) 答申第530号

	平成30年度（行情）答申第531号 平成30年度（行情）答申第533号 平成30年度（行情）答申第549号 平成30年度（独情）答申第28号 平成30年度（独情）答申第43号 平成30年度（独情）答申第73号 平成30年度（独情）答申第74号 平成30年度（独情）答申第75号
2) 開示決定等の理由の提示について付言したもの（45件）	平成30年度（行情）答申第8号 平成30年度（行情）答申第52号 平成30年度（行情）答申第76号 平成30年度（行情）答申第95号 平成30年度（行情）答申第156号 平成30年度（行情）答申第166号 平成30年度（行情）答申第189号 平成30年度（行情）答申第238号 平成30年度（行情）答申第257号 平成30年度（行情）答申第263号 平成30年度（行情）答申第358号 平成30年度（行情）答申第366号 平成30年度（行情）答申第369号 平成30年度（行情）答申第372号 平成30年度（行情）答申第379号 平成30年度（行情）答申第388号 平成30年度（行情）答申第401号 平成30年度（行情）答申第423号 平成30年度（行情）答申第438号 平成30年度（行情）答申第439号 平成30年度（行情）答申第440号 平成30年度（行情）答申第446号 平成30年度（行情）答申第447号 平成30年度（行情）答申第449号 平成30年度（行情）答申第450号 平成30年度（行情）答申第480号 平成30年度（行情）答申第529号 平成30年度（行情）答申第548号 平成30年度（独情）答申第47号 平成30年度（独情）答申第48号 平成30年度（独情）答申第49号

	平成30年度（独情）答申第57号 平成30年度（独情）答申第66号
	平成30年度（行個）答申第68号 平成30年度（行個）答申第69号 平成30年度（行個）答申第74号 平成30年度（行個）答申第91号 平成30年度（行個）答申第94号 平成30年度（行個）答申第168号 平成30年度（行個）答申第182号 平成30年度（行個）答申第201号 平成30年度（行個）答申第202号 平成30年度（行個）答申第210号 平成30年度（独個）答申第31号 平成30年度（独個）答申第52号
3) 開示決定等における対象文書の表記について付言したもの（18件）	平成30年度（行情）答申第1号 平成30年度（行情）答申第85号 平成30年度（行情）答申第86号 平成30年度（行情）答申第87号 平成30年度（行情）答申第173号 平成30年度（行情）答申第206号 平成30年度（行情）答申第280号 平成30年度（行情）答申第285号 平成30年度（行情）答申第303号 平成30年度（行情）答申第312号 平成30年度（行情）答申第362号 平成30年度（行情）答申第363号 平成30年度（行情）答申第469号 平成30年度（行情）答申第478号 平成30年度（独情）答申第32号 平成30年度（独情）答申第34号 平成30年度（行個）答申第193号 平成30年度（行個）答申第206号
4) 開示決定等通知書の不適切な記載について付言したもの（14件）	平成30年度（行情）答申第3号 平成30年度（行情）答申第18号 平成30年度（行情）答申第51号 平成30年度（行情）答申第188号 平成30年度（行情）答申第405号 平成30年度（行情）答申第406号 平成30年度（行情）答申第407号

	平成30年度（行情）答申第522号 平成30年度（独情）答申第4号 平成30年度（独情）答申第38号 平成30年度（独情）答申第54号
	平成30年度（行個）答申第55号 平成30年度（行個）答申第94号 平成30年度（独個）答申第26号
5) 審査会への対応について付言したもの（12件）	平成30年度（行情）答申第141号 平成30年度（行情）答申第142号 平成30年度（行情）答申第171号 平成30年度（行情）答申第236号 平成30年度（行情）答申第252号 平成30年度（行情）答申第297号 平成30年度（行情）答申第298号 平成30年度（行情）答申第319号 平成30年度（行情）答申第414号 平成30年度（行情）答申第415号 平成30年度（行情）答申第469号 平成30年度（行情）答申第530号
6) 情報提供について付言したもの（9件）	平成30年度（行情）答申第76号 平成30年度（行情）答申第178号 平成30年度（行情）答申第315号 平成30年度（行情）答申第374号 平成30年度（行情）答申第426号 平成30年度（独情）答申第11号 平成30年度（独情）答申第26号 平成30年度（独情）答申第37号
	平成30年度（行個）答申第139号
7) 文書等の特定について付言したもの（8件）	平成30年度（行情）答申第196号 平成30年度（行情）答申第529号 平成30年度（行情）答申第535号 平成30年度（行情）答申第538号 平成30年度（独情）答申第55号 平成30年度（独情）答申第56号 平成30年度（独情）答申第57号 平成30年度（独情）答申第58号
8) 開示決定の迅速・的確化について付言したもの（6件）	平成30年度（行情）答申第246号 平成30年度（行情）答申第255号 平成30年度（行情）答申第536号

	平成30年度（独情）答申第8号 平成30年度（独情）答申第50号 平成30年度（独情）答申第51号
9）文書管理について付言したものの（5件）	平成30年度（行情）答申第414号 平成30年度（独情）答申第34号 平成30年度（独情）答申第35号 平成30年度（独情）答申第57号 平成30年度（行個）答申第148号
10）開示・不開示の判断について付言したものの（4件）	平成30年度（行情）答申第295号 平成30年度（行情）答申第329号 平成30年度（行情）答申第330号 平成30年度（行情）答申第522号
11）開示の実施手続について付言したものの（2件）	平成30年度（行情）答申第415号 平成30年度（独個）答申第31号
12）補正に関する対応について付言したものの（2件）	平成30年度（行情）答申第457号 平成30年度（行個）答申第181号
13）開示決定等に係る調査不足について付言したものの（2件）	平成30年度（行情）答申第164号 平成30年度（行情）答申第257号
14）その他（36件）	平成30年度（行情）答申第152号 平成30年度（行情）答申第229号 平成30年度（行情）答申第233号 平成30年度（行情）答申第243号 平成30年度（行情）答申第244号 平成30年度（行情）答申第252号 平成30年度（行情）答申第285号 平成30年度（行情）答申第297号 平成30年度（行情）答申第309号 平成30年度（行情）答申第320号 平成30年度（行情）答申第477号 平成30年度（行個）答申第14号 平成30年度（行個）答申第16号 平成30年度（行個）答申第20号 平成30年度（行個）答申第32号 平成30年度（行個）答申第33号 平成30年度（行個）答申第34号 平成30年度（行個）答申第38号 平成30年度（行個）答申第62号 平成30年度（行個）答申第70号 平成30年度（行個）答申第76号

平成30年度（行個）答申第79号
平成30年度（行個）答申第81号
平成30年度（行個）答申第85号
平成30年度（行個）答申第86号
平成30年度（行個）答申第87号
平成30年度（行個）答申第118号
平成30年度（行個）答申第121号
平成30年度（行個）答申第122号
平成30年度（行個）答申第123号
平成30年度（行個）答申第126号
平成30年度（行個）答申第136号
平成30年度（行個）答申第149号
平成30年度（行個）答申第156号
平成30年度（行個）答申第161号
平成30年度（行個）答申第192号

(注) 平成30年度（行情）答申第3号，第18号，第76号，第142号，第233号，第252号，第257号，第285号，第297号，第414号，第415号，第469号，第480号，第522号，第529号，第530号及び平成30年度（独情）答申第34号，第54号，第57並びに平成30年（行情）答申第94号及び平成30年（独個）答申第31号においては，複数の項目にわたって付言している。